

はじめに

- ・上関原発埋立工事への着工を止めてきたのは、祝島漁民の補償金不受領。
そのことは、中電や山口県漁協が祝島漁協（支部）の「補償金受領」の総会決議（部会決議）をあげさせようと画策してきたので周知のとおり。
- ・中電の埋立工事や調査の法的根拠は埋立免許と漁業補償契約。

1. 公有水面埋立法に定められた埋立の手続きについて

(1) 埋立の手続き

埋立事業者が知事に免許出願→埋立施行区域内の水面権者（漁業権者等）の埋立同意（4条3項）→埋立免許→水面権者への補償（8条）→着工

(2) 埋立の手続きについてのコメント

- ①埋立免許を得ても補償しなければ着工できない。
- ②①は埋立免許（事業者と公の関係）と補償（事業者と民の関係）が別物であることを意味している。
- ③事業者の弱点は「事業者と民の関係」であり、「事業者と公の関係」ではない。
- ④「事業者と公の関係」で攻めても埋立を止めるのは困難。
例：埋立免許取消、埋立免許延長許可
- ⑤「事業者と民の関係」で攻めることが効果的
例：補償金の不受領

2. 漁業補償契約について

(1) 漁業補償契約書（平成12年4月27日）の内容

「事業者と民の関係」を決めるものが漁業補償契約（平成12年4月27日）。

甲：四代漁協，乙：上関漁協，丙：共第107号共同漁業権管理委員会と丁：中国電力（漁業権等の放棄等）

第1条 甲、乙、丙および所属組合員は、発電所の建設および運転に同意する。

2 甲、乙、丙および所属組合員は、発電所の建設および運転のため次の各号に掲げる区域を別図に示すとおり設定することに同意するものとし、次の各号に掲げる区域の区分に応じ漁業権その他漁業に関する権利（以下「漁業権等」という。）について当該各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 漁業権消滅区域

公有水面埋立および取水口その他の発電所設備の設置の用に供するため、漁業権等を放棄する。

(2) 漁業権準消滅区域

護岸用捨石、放水口その他の発電所設備の設置、海底浚渫、港湾利用および設備点検補修の用に供するため、漁業権等を行使しない。

(3) 工事作業区域

発電所建設工事等の安全確保のため、発電所2号機の営業運転の開始まで漁業権等を行使しない。

3 甲、乙、丙および所属組合員は、発電所温排水に起因する一切の漁業損失および漁業操業上の諸迷惑を受忍する。

4 甲、乙、丙および所属組合員は、丁が第2項各号に掲げる区域およびその周辺海域において地質、水温、流況その他の項目について調査を実施することに同意するものとし、当該調査ならびに発電所の建設および運転に起因する漁業操業上の諸迷惑を受忍する。

(漁業補償金)

第2条 丁は、前条の規定によって甲、乙、丙および所属組合員が受ける漁業損失および漁業操業上の諸迷惑を補償するものとし、その補償金は、金1,255,000万円とする。

2 甲、乙および丙は、その責任において前項に規定する補償金の配分先および配分額を決定するものとし、これを丁に通知する。

3 丁は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る配分額を次の各号に掲げる金額に分割して当該各号に定めるところにより、それぞれ配分先に支払う。この場合において、共第107号共同漁業権海域の漁業権等に係る補償金の配分額については、丁は、これを一括して丙に支払うものとし、丙は、その支払いを受けた後すみやかに共第107号共同漁業権を共有する漁業協同組合に配分する。

(1) 配分額の半額 前項の規定による通知があった日から1月以内に支払う。

(2) 配分額の残りの半額 前条第2項第1号に規定する漁業権消滅区域に係る公有水面埋立免許があった日から1月以内に支払う。

(2) 漁業補償契約書についてのコメント

① 1条2(1)の「漁業権放棄」は誤り。正しくは「埋立同意」(「漁業権を行使しない」でもよい)。公有水面埋立法が求めているものは「埋立同意」であり、「漁業権放棄」ではない。

② 補償を受ける者、埋立に同意する者は組合でなく組合員。そのため、甲、乙、丙および所属組合員としている。⇨漁業法上の「漁業権者」と公有水面埋立法上の「漁業権者」は

別。公有水面埋立法は漁業権者を漁協とした漁業法を悪用している。

③ 許可漁業・自由漁業を含めるため、漁業権その他漁業に関する権利(以下「漁業権等」とい

う)としている。⇨公有水面埋立法は漁業権漁業だけ。大正10年制定の法律だから新憲法(29条)違反の法律。

④ 調査を実施することに同意するに示されるように、埋立事業だけでなく調査も補償契約に含めている。

⑤ 補償契約に基づく債権の消滅時効は10年(民法167条1項)。

ただし、民法145条:「時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない」に関し、確定効果説(時効期間の経過により時効の効力は確定的に発生するという説)、不確定効果説(時効期間の経過により一応の効力は発生するが、その効力は時効の援用により確定されるという説)がある。

(3) 6月県議会での山口県(森若土木建築部長)の答弁について

中嶋光雄県議の質問に対する森若部長の6月19日答弁は次のとおり。

① 埋立法上、埋立施行区域内の漁業権者への補償が必要だが、山口県漁協に補償した。

② 埋立を行なう権利は埋立免許に基づくものであり、その他の埋立法に基づかない質問には答える立場にはない。

①、②についての反論は7月25日に説明しますが、予め考えてみてください。

漁業補償契約書

四代漁業協同組合（以下「甲」という。）、上関漁業協同組合（以下「乙」という。）および共第107号共同漁業権管理委員会（以下「丙」という。）と中国電力株式会社（以下「丁」という。）とは、丁の上関原子力発電所1、2号機（以下「発電所」という。）の建設および運転に伴う漁業補償について、次のとおり契約を締結する。

（漁業権等の放棄等）

第1条 甲、乙、丙および所属組合員は、発電所の建設および運転に同意する。

2 甲、乙、丙および所属組合員は、発電所の建設および運転のため次の各号に掲げる区域を別図に示すとおり設定することに同意するものとし、次の各号に掲げる区域の区分に応じ漁業権その他漁業に関する権利（以下「漁業権等」という。）について当該各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 漁業権消滅区域

公有水面埋立および取水口その他の発電所設備の設置の用に供するため、漁業権等を放棄する。

(2) 漁業権準消滅区域

護岸用捨石、放水口その他の発電所設備の設置、海底浚渫、港湾利用および設備点検補修の用に供するため、漁業権等を行使しない。

(3) 工事作業区域

発電所建設工事等の安全確保のため、発電所2号機の営業運転の開始まで漁業権等を行使しない。

3 甲、乙、丙および所属組合員は、発電所温排水に起因する一切の漁業損失および漁業操業上の諸迷惑を受忍する。

4 甲、乙、丙および所属組合員は、丁が第2項各号に掲げる区域およびその周辺海域において地質、水温、流況その他の項目について調査を実施することに同意するものとし、当該調査ならびに発電所の建設および

設計の変更，関係法令の規定による処分その他の事由により，当該漁業権消滅区域の面積を超えることとなる場合は，丁は，甲，乙および丙と協議する。

（風評による被害）

第5条 発電所の運転等または他地区の原子力発電所の事故等に伴う風評に起因して水産物の価格の低下，販売不振その他これらに類する事由により甲，乙，丙および所属組合員が損失を受けた場合は，丁は，甲，乙および丙と協議のうえ補償を含む適切な措置を講ずる。この場合において，甲，乙および丙と丁は，当該措置のために必要があると認めるときは，地方公共団体，当該措置に関し学識経験を有する者その他第三者の意見を聴く。

（漁業振興）

第6条 丁は，発電所建設工事に伴う掘削岩石による魚礁の造成その他の漁業振興策に事情の許す限り協力するものとし，これを具体化するため引き続き甲，乙および丙と協議する。

（権利義務の承継）

第7条 甲，乙，共第107号共同漁業権を共有するその他の漁業協同組合または丁に合併その他地位の承継があった場合は，被承継者は，その地位を承継すべき者にこの契約に定める権利義務を承継させる。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項，またはこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は，甲，乙，丙および丁が協議して解決する。

この契約締結の証として本書4通を作成し，甲，乙，丙および丁において記名押印のうえ，おのおの1通を保有する。